

計量器定期検査

計量器(はかり)を取引や証明上の計量に使用している会社や団体などは、その「計量器」の定期検査を受けなければなりません。次のとおり定期検査を実施しますので、必ず受検してください。

とき 10月14日(金) 10:00~12:00 農村環境改善センター
13:00~15:00 溝口分庁舎

計量器検査手数料

計量器(はかり)の種類	検査手数料(1台当たり)		
	集合検査	計量士(目安)	
機械式天びん	500~580円	3,000円	
皿手動はかり、等比皿手動はかり 手動指示併用はかり	500~580円	1,500円	
ばね式指示はかり	12kg以下 30kg以下	500円 500円	1,000円 1,200円
台はかり	100kg以下 250kg以下 400kg以下 400kgを超えるもの	500~560円 900~960円 1,500~1,560円 お問合せください	3,000円 4,000円 6,000円 お問合せください
電気式はかり	並精度のもの 6kg以下 150kg以下	1,400円 1,800円	2,500円 3,000円
高精度のもの (1万分の1より高い精度)	2,800~3,600円	3,000円	

※計量士の検査手数料は目安です。詳しくは計量士へお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】 商工観光課 ☎68-4211
鳥取県くらしの安心推進課 ☎0857-26-7601

なお、この検査は2年に1回実施します。前回の定期検査以降に購入された「計量器」は、検査を免除されますので、鳥取県または商工観光課へご連絡ください。

また、この定期検査以外に、計量士による個別検査を受検することもできます。個別検査を希望される方は、各自で計量士へお問い合わせください。

鳥取県西部地区の計量士

松村計量器店
米子市靴町1丁目163-4
☎33-5311

はんな計測事務所
米子市博労町4丁目188
☎34-9582

楠計量機
米子市立町4丁目163
☎22-4089



あなたの声をきかせてください 「伯耆町地区別懇談会」参加者募集

伯耆町のこれからや課題について直接語り合い、住民参画の魅力的なまちづくりを進めるため懇談会を開催します。
みなさんのご参加をお待ちしています。



テーマ 「町政の現状と課題」

役場出席者
町長ほか町幹部職員

とき	ところ
10月13日(木)	日光公民館
10月18日(火)	大山ガーデンプレイス本館
10月26日(水)	二部公民館
11月8日(火)	農村環境改善センター
11月15日(火)	溝口公民館
11月24日(木)	岸本保健福祉センター

開催時間は各日とも、19:00~20:30

【問い合わせ先】 企画課 町づくり推進室 ☎68-3113

エコレンタサイクル 対象者を拡大しました

地球環境にやさしいエコ通勤・通学の推進を目的として、無料で電動アシスト自転車を出しています。この度、対象者を次のとおり拡大しました。ぜひご利用ください。

変更点 貸出対象にJR伯耆溝口駅利用者を追加

貸出対象者

- ①自動車通勤している方で、電動アシスト自転車の貸出しにより通勤手段をJR岸本駅又はJR伯耆溝口駅からの公共交通機関利用に転換される方。
- ②JR岸本駅又はJR伯耆溝口駅まで保護者の自動車送迎により通学・通勤している未成年者の方で、その手段を貸出電動アシスト自転車での通学・通勤に転換される方の保護者。

【問い合わせ・申込み先】
地域整備課 環境整備室 ☎68-5539

ごみの分け方と出し方の訂正

平成21年11月に全戸配布した冊子「ごみの分け方と出し方」に訂正があります。お手数をおかけしますが、各戸において訂正いただき、今後も分別収集に協力をお願いします。

- 1 たわし(P12)
訂正前 金属部分は可燃ごみに
訂正後 金属部分は**不燃ごみ**に
- 2 ホース(P18)
訂正前 不燃ごみ
訂正後 **可燃ごみ**



- 3 問合せ先(裏表紙)
訂正前 生活環境課 TEL 68-5537
訂正後 **地域整備課 TEL 68-5539**

【問い合わせ先】
地域整備課 環境整備室 ☎68-5539

水道メーターボックス 維持管理のお願い

水道メーターは、水道料金・下水道料金を決めるための大切な機械です。水道使用量を把握するために2ヶ月毎に検針を行っていますが、正確かつ効率的に検針を行うために、次のことにご注意のうえご協力をお願いします。

注意点

- ・メーターボックスの上には、物を置かない。
- ・犬などのペットは、水道メーターから離して繋ぐ。
- ・メーターボックス周辺や中は、きれいに保つ。
- ・メーターボックスの蓋が壊れると、中に水や土が入ります。蓋が壊れた時は、速やかに交換してください。(費用は自己負担です)



次の場合は、メーター器を
移設してください。
(工事費は自己負担です)

- ・水道メーターが屋内にある。
- ・水道メーターの位置が水のたまる場所にある。
- ・増築などで、水道メーターが屋内や床下などに入ってしまう。

※長期間、水道を使用されない時は、漏水や盗水防止のため、元栓を止めましょう。元栓は、メーターボックス内にあります。

【問い合わせ先】 地域整備課 上下水道室 ☎68-5540